平成２１年（フ）第２３３１号
名古屋市北区上飯田北町２丁目44番地　ウイング柴Ｂ棟102号
債務者　篠田久美子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０８号
三重県伊賀市柘植町3428番地の123
債務者　中井満里子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１１５号
三重県名張市梅が丘南１番町157番地
債務者　平井　愛美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２３２号
三重県桑名市大字江場８番地　東新町第２―128、住民票上の住所三重県桑名市大字江場８番地
債務者　伊藤　三代
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
三重県四日市市笹川９丁目15番地３　県営住宅笹川団地Ｐ３棟105号室
債務者　今田　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
三重県四日市市笹川９丁目15番地６　県営住宅Ｐ11―406号
債務者　荒木　淑江
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
三重県四日市市城東町９番12号　ジュネスシャトウ105
債務者　美濃部千香子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
三重県桑名市長島町押付539番地55
債務者　伊藤　繁樹
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
三重県桑名市大字小貝須450番地１　レジデンスくわな401号
債務者　小川麻衣子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
三重県四日市市平町11番１号
債務者　新井美代子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
三重県三重郡朝日町柿813番地１　エトワールアサヒ201号
債務者　澤頭　直久
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
三重県三重郡菰野町大字菰野2906番地９
債務者　辻　　由美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
三重県四日市市波木町389番地85
債務者　連尺野ゆみ子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
三重県四日市市笹川４丁目７番地13
債務者　兼松　成美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
兵庫県伊丹市大野２丁目17番地
債務者　楠瀬　伸二
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３２７号
兵庫県宝塚市安倉西３丁目９番２―202号
債務者　前村フサ子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３６２号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番11―304号
債務者　樗木　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５７６号
兵庫県尼崎市昭和通５丁目186番地の２　クラウンハイム尼崎昭和通503、前住所地兵庫県尼崎市昭和南通５丁目73番地
債務者　大藪　健二
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係